

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	育英大学
設置者名	群馬育英学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
教育学部	教育学科 児童教育専攻	夜・通信	4	10	14	13			
	教育学科 スポーツ教育専攻	夜・通信		10	14	13			
(備考)									

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学HPにPDFで掲載

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/wp/wp-content/uploads/2024/05/247aac04c30db8be414650ff30b1c6d0.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由) 該当なし

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	育英大学
設置者名	群馬育英学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学園HP学園の概要・役員紹介・役員一覧のPDFで掲載
<https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/guide/officer.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	前・前橋育英高等学校事務長	2024.6.1～ 2027.5.31	経営計画の策定
非常勤	上毛資源㈱取締役会長	2024.6.1～ 2027.5.31	財務
非常勤	福島産業㈱代表取締役	2024.6.1～ 2027.5.31	法務
非常勤	(株)マエダスタジオ常務取締役	2024.6.1～ 2027.5.31	労務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	育英大学
設置者名	群馬育英学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

・授業計画(シラバス)の内容

講義科目名称/英文科目名称/授業コード/開講期間/配当年次/単位数/担当教員/科目必選区分/授業形態/日程/授業計画/この科目のテーマと授業の概要/この科目を履修する学生が達成すべき学修成果/教科書/参考書, 指定図書, 資料など/成績評価方法/事前・事後指導/履修上の注意/担当教員実務経験/ディプロマ・ポリシーとの関連

・授業計画(シラバス)の作成過程

- ① シラバス作成の留意事項(作成要領)に基づき、科目担当全員に依頼
- ② 科目担当がシラバスを作成(Web シラバスシステム)
- ③ 担当教員以外の第三者(教務委員)がシラバス記載内容の適正について、「シラバス内容確認項目」に則り確認
- ④ シラバス修正
- ⑤ Web シラバスシステムにて公表

・授業計画作成：12月上旬～2月下旬

・公表時期：4月

授業計画書の公表方法

大学 HP に掲載
https://inside.ikuei-g.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・単位授与又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況

各科目における履修者の学修成果を、シラバスで明示してある科目を履修する学生が達成すべき学修成果及び成績評価方法に基づき、科目担当教員が総合的に勘案して評価することで、厳格かつ適正に単位を授与している。

学修成果に係る成績評価は、定期試験、小テスト、レポート、課題、実技、平素の成績及びその他の方法と評価配分を明示し行っている。

科目の1単位にあたり必要な学習時間(45時間)を確保することで単位の実質化を図るとともに、各年次にわたって適切に履修することで学修の質を向上させることを目的に履修単位の上限を設けている。

履修登録完了後に、授業を受講したものの「授業内容が学びたい内容と違っていた」等の理由から各学期に定められた期日内に履修を取り消す制度を設けて、履修中であっても履修計画及び単位修得の見直しを可能としている。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・GPA等の客観的な指標の具体的な内容

成績評価	S	A	B	C	D
評価点	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59~0点
GP	4	3	2	1	0

1. 学期 GPA = (当該学期に評価を受けた授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数

2. 通算 GPA = (在学全期間に評価を受けた授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全期間に評価を受けた授業科目の総単位数

・客観的な指標の適切な実施状況

成績の分布(GPAの数値の分布)状況を示す資料を基に全体的な学修成果を把握し、学生の学修への意欲の増進や履修指導の促進を行う。また、GPAが一定の値に達しない学生に対しては、必要な学修支援を行う。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	大学HPにPDFで掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/university/wp/wp-content/uploads/2024/05/db92257ff158248886bc3a8f85c73dd2.pdf
----------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

[教育学部]

教育学部では、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。

この目的を達成するために、以下の通り卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定める。

1. 教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 教育学の基礎的知識と教員の資質能力を修得し、教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 教科指導や生徒指導により必要な知識や技能を修得し、教育活動を実践することができる。
4. 教育現場における諸課題を探求し、その成果を教育活動の実践に活かすことができる。
5. 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通じて地域社会に貢献することができる。

[児童教育専攻]

児童教育専攻では、幼児期から児童期における教育に関する専門的な知識とその知識を総合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、教育学部のディプロマ・ポリシーをふまえ、以下の通りディプロマ・ポリシーを定める。

1. 児童教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 児童教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質の能力を修得し、児童教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 児童理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに各教科に関する専門的知識、技能を修得し、児童教育現場において教育活動を実践することができる。
4. 児童理解や学級経営等に関する諸課題を探求し、修得した児童教育者としての基礎的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
5. 心身の発達、学習の過程などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

[スポーツ教育専攻]

スポーツ教育専攻では、体育・スポーツに関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、教育学部のディプロマ・ポリシーをふまえ、以下の通りディプロマ・ポリシーを定める。

1. 体育・スポーツ教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 体育・スポーツ教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、スポーツ教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 生徒理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに体育教科に関する専門的知識、技能を修得し、体育・スポーツ教育現場において教育活動を実践することができる。
4. 生徒理解や学級経営等に関する諸課題を探求し、修得した体育・スポーツ教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
5. 心身の健康、身体の機能などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

・卒業の認定に関する方針の適切な状況

学則第 26 条に基づき、卒業の認定に関する方針や学生の修得単位数等により、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

大学 HP に掲載

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	育英大学
設置者名	群馬育英学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学園 HP 学園の情報、財務状況に掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/finance.html
収支計算書又は損益計算書	学園 HP 学園の情報、財務状況に掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/finance.html
財産目録	学園 HP 学園の情報、財務状況に掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/finance.html
事業報告書	学園 HP 学園の情報、事業計画・報告に掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/plan.html
監事による監査報告（書）	学園 HP 学園の情報、財務状況に掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/gunmaikuei/info/finance.html

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：	対象年度：)
公表方法：	
中長期計画（名称：	対象年度：)
公表方法：	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：大学 HP に掲載 https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/selfcheck/

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 教育学部
教育研究上の目的 (公表方法: 大学HPに掲載) https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/about/
(概要) ・研究上の目的 教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする。 幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法: 大学HPに掲載) https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/
(概要) ・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) 〔教育学部〕 教育学部では、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。 この目的を達成するために、以下の通り卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定める。 1. 教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。 2. 教育学の基礎的知識と教員の資質能力を修得し、教育者として主体的に判断し行動することができる。 3. 教科指導や生徒指導により必要な知識や技能を修得し、教育活動を実践することができる。 4. 教育現場における諸課題を探求し、その成果を教育活動の実践に活かすことができる。 5. 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。 〔児童教育専攻〕 児童教育専攻では、幼児期から児童期における教育に関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、教育学部のディプロマ・ポリシーをふまえ、以下の通りディプロマ・ポリシーを定める。 1. 児童教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。 2. 児童教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、児童教育者として主体的に判断し行動することができる。 3. 児童理解や教育相談に関する基礎的知識、技能とともに各教科に関する専門的知識、技能を修得し、児童教育現場において教育活動を実践することができる。 4. 児童理解や学級経営等に関する諸課題を探求し、修得した児童教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。 5. 心身の発達、学習の過程などの基礎的理論と専門的知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

〔スポーツ教育専攻〕

スポーツ教育専攻では、体育・スポーツに関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、教育学部のディプロマ・ポリシーをふまえ、以下の通りディプロマ・ポリシーを定める。

1. 体育・スポーツ教育現場に求められる教養的知識を修得し、専門的職業人としての役割を果たすことができる。
2. 体育・スポーツ教育の理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得し、スポーツ教育者として主体的に判断し行動することができる。
3. 生徒理解や教育相談に関する基礎的な知識、技能とともに体育教科に関する専門的な知識、技能を修得し、体育・スポーツ教育現場において教育活動を実践することができる。
4. 生徒理解や学級経営等に関する諸課題を探求し、修得した体育・スポーツ教育者としての基本的資質、能力を使命感と責任感をもって教育活動の実践に活かすことができる。
5. 心身の健康、身体の機能などの基礎的理論と専門的な知識を修得し、教育研究を通して地域社会に貢献することができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学HPに掲載）

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/>

（概要）

- ・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

〔教育学部〕

教育学部では、教育研究上の目的や養成する人材、ディプロマ・ポリシーなどの趣旨を実現するために、教育課程を「基礎教育科目」と「専門教育科目」の2つの科目区分に分け、以下の通り教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を定める。

1. 教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるよう教育する。
2. 教育に関わるさまざまな理論と教員に求められる資質能力に基づいた知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、教育者として主体的に判断して行動することができるよう教育する。
3. 教育現場において必要な教科や指導法についての専門的な知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、教育活動を実践することができるよう教育する。
4. 体験的学習や研究を通して教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、教育活動の実践に活かすことができるよう教育する。
5. 教育学及び関連分野の基礎的理論と専門的な知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるよう教育する。

〔児童教育専攻〕

児童教育専攻は、幼児期から児童期における教育に関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し応用することができる人材を養成するため、以下の通りカリキュラム・ポリシーを定める。

1. 児童教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるよう教育する。
2. 児童教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、児童教育者として主体的に判断して行動することができるよう教育する。
3. 児童教育現場において必要な児童理解、教育相談、各教科についての専門的な知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、児童教育現場で教育活動を実践することができるよう教育する。
4. 体験的学習や研究を通して児童教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能

力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって児童教育活動の実践に活かすことができるように教育する。

5. 児童教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

[スポーツ教育専攻]

スポーツ教育専攻では、体育・スポーツに関する専門的な知識とその知識を統合的に理解し、応用することができる人材を養成するため、以下の通りカリキュラム・ポリシーを定める。

1. 体育・スポーツ教育現場に求められる幅広い教養を修得させるために「基礎教育科目」を設置し、専門的職業人として役割を果たすことができるように教育する。
2. 体育・スポーツ教育に関わる理念、歴史、思想、制度に関する基礎的な知識と教員に求められる資質能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「基幹科目」を設置し、体育・スポーツ教育者として主体的に判断して行動することができるように教育する。
3. 体育・スポーツ教育現場において必要な生徒理解、教育相談、体育教科についての専門的知識及び技能を修得させるために「専門教育科目」の中に「展開科目」を設置し、体育・スポーツ教育現場で教育活動を実践することができるように教育する。
4. 体験的学習や研究を通して体育・スポーツ教育現場における実践力と課題解決能力、創造的探究能力を修得させるために「専門教育科目」の中に「実習科目」「研究科目」を設置し、使命感と責任感をもって体育・スポーツ教育活動の実践に活かすことができるように教育する。
5. 体育・スポーツ教育及び関連分野の基礎的理論と専門的知識を修得させるために「専門教育科目」の中に「発展科目」「関連科目」を設置し、地域社会に貢献することができるように教育する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学HPに掲載）

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/policy/>

(概要)

教育学部では、教育学・保育学分野に対する強い興味と関心及び学部教育に対する学習意欲を有しており、学部教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者を受け入れる。

具体的には、次の資質を持つ学生を求める。

1. 本学の建学の精神と教育学部の教育目的を理解し、教育・保育に対する高い職業意識を有する者
2. 社会を取り巻く環境に広く関心を持ち、問題を深く探究しようとする者
3. 自己の目標実現のため、日々学習し成長しようとする者

[児童教育専攻]

児童教育専攻では、受入方針1から3に加え、教育・保育に高い志を持ち、社会に貢献しようとする意欲を有する者

[スポーツ教育専攻]

スポーツ教育専攻では、受入方針1から3に加え、体育・スポーツ教育に高い志を持ち、社会に貢献しようとする意欲を有する者

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学HPに掲載

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/organization/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
教育学部 教育学科 児童教育専攻	62人 (100%)	1人 (1.6%)	58人 (93.6%)	3人 (4.8%)
教育学部 教育学科 スポーツ教育専攻	55人 (100%)	0人 (0.0%)	55人 (100.0%)	0人 (0.0%)
合計	117人 (100%)	1人 (0.8%)	113人 (96.6%)	3人 (2.6%)

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

(概要)

- 授業計画の作成・公表

学部・学科の時間割、学事日程(年間行事)の作成については、12月上旬から2月下旬に行い、4月に公表している。

- シラバスの作成・公表

各専攻のシラバスの作成及び第三者による記載内容の確認については、12月から2月下旬に行い、4月に公表している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

(概要)

- 取得可能学位

教育学部教育学科：学士(教育学), 修業年限4年
(児童教育専攻、スポーツ教育専攻)

- 成績評価基準

評点は100点満点とし、60点以上を合格とし、成績評価基準は当該科目を履修する学生が達成すべき学修成果に照らして、以下のとおりとする。

(1) S (90~100点) 極めて優秀な成績で修めている

(2) A (80~ 89点) 優れた成績で修めている

(3) B (70~ 79点) 標準的な成績である

(4) C (60~ 69点) 最低限度の成績で修めている

(5) D (59点以下) 最低限の成績を修めている

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
教育学部	教育学科 児童教育専攻	124 単位	有・無	単位
	教育学科 スポーツ教育専攻	124 単位	有・無	単位

G P A の活用状況（任意記載事項）	公表方法：
学生の学修状況に係る参考情報 （任意記載事項）	公表方法：

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

公表方法：大学 HP に掲載

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/info/facility/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関するこ

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
教育学部	教育学科 児童教育 専攻	700,000 円	250,000 円	370,000 円	教育振興費
	教育学科 スポーツ 教育専攻	700,000 円	250,000 円	370,000 円	教育振興費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）

・ 担任制

担任制を導入し、学生からの質問、相談について個別の指導を行う体制を整備している。

・ オリエンテーション、ガイダンス

入学時及び年度開始ごとにオリエンテーション、履修ガイダンスを実施し、学修に関する事項について周知している。

・ オフィスアワー制度

オフィスアワー制度を取り入れて、各科目担当が個々の学生に応じた相談や対応ができる体制を整備している。オフィスアワーのスケジュールは、電子メール、掲示等で告知される。

・ GPA 制度

GPA 制度を導入し、厳格かつ適正な成績管理及び単位認定に努めている。GPA が一定の値に達しない学生については、個々に学修支援を行う。

・ 奨学金支給制度

学業成績優秀者で人物に優れ、他の学生の模範となる学生と認められる者を、奨学生として表彰し、奨学金を支給している。

・ 経済的理由に基づく授業料減免制度

修学意欲を持ちながらも経済的な理由により、学納金の支払が難しい学生を対象に修学継続のための経済的支援を行っている。

・特別奨学金制度
全ての入試合格者の中から特に学業成績又は、競技成績が優秀な者を対象に支援を行っている。

・日本学生支援機構奨学金の取り扱いによる学資貸与の支援
人物・学力ともに優秀で、経済的事情により就学困難な学生に対し選考の上、学資の貸与する支援を行っている。

・学内ワークスタディ制度
本学の教育研究活動、広報活動等への補助業務による学生への経済的支援を行っている。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

・キャリアサポート室、教職・実習サポート室では、専門の実習担当者や就職指導担当者を配置している。

・教員、公務員を目指す学生に対して、教員・公務員採用試験対策講座を設けている。

・図書館では、学生の進路支援として、「就職・教職コーナー」を設けている。

・3年次及び4年次開講科目の社会的・職業的自立Ⅰ・Ⅱの授業において、進路選択の能力や就職後の心構えやマナーなどの指導を行う計画がある。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

・保健室では、日常的な学生の健康管理を担当している。

・定期健康診断を毎年4月に実施している。

・学生相談室では、相談員として専門のカウンセラーを配置している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学HPに掲載

<https://www.ikuei-g.ac.jp/university/guide/teacher/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F110310101764
学校名 (○○大学 等)	育英大学
設置者名 (学校法人○○学園 等)	学校法人群馬育英学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		65人	63人	60人
内訳	第Ⅰ区分	44人	36人	
	第Ⅱ区分	11人	19人	
	第Ⅲ区分	10人	8人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				2人
合計 (年間)				62人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	1人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	2人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	3人	人	人	人
計	4人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	0人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人	人
G P A等が下位4分の1		24人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		7人	人	人
計		12人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。